

## 目 次

|                              |   |
|------------------------------|---|
| <b>教育委員会訓令</b>               |   |
| ○道立学校事務専決代決規程の一部を改正する教育委員会訓令 | 1 |
| <b>教育長訓令</b>                 |   |
| ○道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令     | 1 |
| ○教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令   | 2 |
| <b>告示</b>                    |   |
| ○市町村立幼稚園の廃止について              | 2 |
| ○市町村立の小学校及び中学校の位置変更について      | 2 |

## 教育委員会訓令

### 北海道教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
道 立 学 校

○ 道立学校事務専決代決規程の一部を改正する教育委員会訓令を次のように定める。  
平成25年 3月19日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

道立学校事務専決代決規程の一部を改正する教育委員会訓令

道立学校事務専決代決規程（昭和63年北海道教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務長の項の10の(2)中「、寄宿舎使用料及び入学料」を「及び寄宿舎使用料」に改める。

#### 附 則

この教育委員会訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

## 教育長訓令

### 北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般  
道 立 学 校

○ 道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。  
平成25年 3月19日

北海道教育委員会教育長 高橋教一

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校文書管理規程（平成22年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1美唄工業の項及び札幌稲西の項を削り、同表中「

|      |
|------|
| 札幌篠路 |
|------|

|     |
|-----|
| 札幌高 |
|-----|

」を「

|      |
|------|
| 札幌英藍 |
|------|

|      |
|------|
| 札幌英高 |
|------|

」に改め、同表中川商業の項及び稚内商工の項を削る。

別表第3中「

|     |
|-----|
| 札幌盲 |
|-----|

」を

|        |      |
|--------|------|
| 札幌盲    | 札幌盲  |
| 千歳高等支援 | 千歳高支 |

」を

|        |      |
|--------|------|
| 千歳高等支援 | 千歳高支 |
|--------|------|

」に改める。

#### 附 則

この教育長訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

## 北海道教育委員会教育長訓令第 2 号

庁 中 一 般  
所 管 機 関  
(道立学校を除く。)

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成25年 3月19日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁職員等健康管理規程（昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第 1号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の(2)の表全職員の項中「及びクレアチニン」を「、クレアチニン及び e G F R」に改め、「脂質（）」の次に「総コレステロール、」を加える。

### 附 則

この教育長訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第13号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第 4 条の 2 の規定に基づく次の市町村立の幼稚園の廃止の届出を、受理した。

平成25年 3月19日

北海道教育委員会委員長 鷹 野 正 義

| 設置者   | 名 称                | 廃止の時期       | 廃止の理由       |
|-------|--------------------|-------------|-------------|
| 美 唄 市 | 美唄市立三井美唄幼稚園        | 平成25年 3月31日 | 園児数の減少による廃止 |
| 札 幌 市 | 札幌市立たいへい<br>みなみ幼稚園 | 平成25年 3月31日 | 募集停止に伴う廃止   |
|       | 札幌市立ふくいの幼稚園        | 平成25年 3月31日 |             |
|       | 札幌市立いなづみ幼稚園        | 平成25年 3月31日 |             |
| 福 島 町 | 福島町立吉岡幼稚園          | 平成25年 3月31日 | 園児数の減少による廃止 |

### 北海道教育委員会告示第14号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第 3 号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の位置変更の届出を、受理した。

平成25年 3月19日

北海道教育委員会委員長 鷹 野 正 義

| 設置者   | 名 称            | 変更の時期       | 変更前の位置            | 変更後の位置                  | 変更の理由                       |
|-------|----------------|-------------|-------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 留 萌 市 | 留萌市立<br>留萌小学校  | 平成25年 4月 1日 | 留萌市寿町 2<br>丁目10番地 | 留萌市沖見町<br>4 丁目62番地<br>1 | 改修工事<br>期間中における位<br>置変更     |
| 富良野市  | 富良野市立<br>麓郷中学校 | 平成25年 4月 1日 | 富良野市字北<br>麓郷      | 富良野市字南<br>麓郷            | 麓郷小学<br>校との併<br>置化に伴<br>う移転 |